

娘に会いたい 私は父

北海道の短い夏。40代の男性は8月、5年ぶりに娘と再会した。「昔、おじさんと一緒に住んでいたんだよ」。6歳になった娘に父親とは名乗れなかった。昨年、最高裁判決で「父親」だと認められたというのに。

法律上は親でも

裁判の経緯はこうだ。男性の元妻が別の男性の子を身ごもり、生まれたのが娘だった。謝罪する元妻を受け入れ、娘を1歳2カ月まで育てた。しかし元妻は娘を連れて去り、やがて離婚。その後、DNA鑑定をもとに「男性と娘に親子関係がない」ことを確認する裁判が起された。



東京家裁での審判後に記者会見するポール・トーランドさん(10月、東京・霞が関)



が取られていた。男性は「血縁関係はなくとも自分の娘だ」と争い、最高裁は昨年7月、「いったん定まった親子関係をDNA鑑定で取り

親権巡る争い絶えず

消すことはできない」との初判断を出し、男性を父親と認めた。だが最高裁判決後、家裁では娘の親権変更は認められなかった。「連れ年間の離婚数は約22万

組。民法は離婚後の「共同親権」を認めておらず、子供の親権や面会交流をめぐり、申し立てられる家裁の調停・審判件数も年間で5万件を超える。早稲田大の棚村政教授(家族法)は「夫婦別姓や女性の再婚禁止期間の是非以外でも、家族のあり方と民法との乖離(か

り)が広がっている」と指摘する。「私がただ一人の親なのに、娘が元氣なのかどうかも分からない」。10月、米国籍のポール・トールランドさん(48)は記者会見で訴えた。日本人の元妻が連れ去った娘(13)の養育権と引き渡しを求め、東京家裁に審判を申し立てたのだ。

拒まれた交流。日本に住んでいた2003年に元妻が娘を連れ去った。離婚が成立し、さんの事案は加盟前のうえ、国境もまたいでいたため対象外だ。と指摘する。

親権は元妻が持ったが、07年に亡くなった。元妻は「親が子供を連れて去ってしまふことで、もう片方の親がわが子に会えなくなる問題は日本人同士でも多発している」と警告を鳴らす。海外では一般的に共同親権を日本の民法が原則認めず、面会交流に強制力がないことも一因だ。

子供のいる夫婦が離婚すると、子供の扱いをめぐる争いが起きやすい。海外の大半の国が離婚後も夫婦双方に親権を認め、面会交流に強制力を持たせるなどして争いの抑止を図っている。

子と面会の権利 欧米では強制力

一般財団法人、比較法研究センター(京都市)の調査によると、米国やドイツ、フランス、英国など欧米各国はいずれも離婚後の共同親権を認める。面会交流は「子の権利」とされ、片方の親が妨害したり約束を守らなかったりすると、過料や刑事罰が科される。面会交流の約束が守られない。面会交流の約束が守られない。面会交流の約束が守られない。

かつでは離婚後の親権者を原則として父親としていた韓国も、1990年の民法改正所